

令和 4 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書
(第 3 次)

会 計 課
防 災 危 機 管 理 室
市 民 協 働 部
都 市 整 備 部
消 防 本 部 ・ 消 防 団
教 育 委 員 会

大 牟 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果について（令和４年度第３次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 会計課、防災危機管理室、市民協働部、都市整備部、消防本部・消防団、教育委員会

3 監査の実施期間

令和 5 年 2 月 9 日（木）から令和 5 年 4 月 19 日（水）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和 4 年 12 月末日現在

公印・物品等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和 4 年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

(会 計 課)

[歳 出]

1 役 務 費

[公 印 ・ 物 品]

2 公 印 ・ 物 品 の 管 理

(防 災 危 機 管 理 室)

[歳 出]

1 防 災 対 策 費

(1) 災 害 対 策 本 部 機 能 強 化 事 業 費

(市 民 協 働 部)

[歳 入]

1 自 動 車 等 駐 車 場 納 入 金 (生 活 安 全 推 進 課)

[歳 出]

2 防 犯 灯 及 び 街 路 灯 設 置 費 補 助 (地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 推 進 課)

3 文 化 芸 術 振 興 プ ラ ン 推 進 費 (生 涯 学 習 課)

(1) 文 化 芸 術 振 興 事 業 費

(2) 市 民 文 化 の つ ど い 事 業 費

(3) 文 化 連 合 会 運 営 費 補 助

(4) 青 少 年 芸 術 文 化 等 全 国 大 会 出 場 関 係 費

(5) 文 化 芸 術 が 生 み 出 す ま ち の 魅 力 ア ッ プ 事 業 費

(6) 本 市 の 特 色 を 活 か し た 文 化 芸 術 事 業 費

4 啓 発 事 業 費 (人 権 ・ 同 和 ・ 男 女 共 同 参 画 課)

(1) 一 般 啓 発 事 業 費

(2) 人 権 フ ェ ス テ ィ バ ル 事 業 費

5 高 齢 者 運 転 免 許 証 自 主 返 納 支 援 事 業 費 (生 活 安 全 推 進 課)

6 体 育 施 設 管 理 費 (ス ポ ー ツ 推 進 室)

[公 印 ・ 物 品]

7 公 印 ・ 物 品 の 管 理 (地 区 公 民 館 、 生 活 安 全 推 進 課)

(都 市 整 備 部)

[歳 入]

- 1 法定外公共物等占用料（滞納繰越分を含む）（土木管理課）
- 2 市営住宅使用料等（建築住宅課）
（１）公営住宅団地下水处理施設使用料（滞納繰越分を含む）

[歳出]

- 3 土木総務費（都市総務課）
- 4 都市計画総務費（都市計画・公園課）
- 5 交通関係対策費（国県道路・地域交通対策課）

[公印・物品]

- 6 公印・物品の管理（都市総務課、国県道路・地域交通対策課）

（消防本部・消防団）

[歳入]

- 1 退職報償金基金収入（総務課）

[歳出]

- 2 消防団管理費（総務課）

[公印・物品]

- 3 物品の管理（明治・吉野・勝立出張所）

（教育委員会）

[歳入]

- 1 太陽光発電売電収入（学務課）

[歳出]

- 2 施設管理委託料（教育総務課）
（１）管理業務委託料
- 3 災害共済給付費負担金（学務課）

[公印・物品]

- 4 公印・物品の管理
（学務課、中友小学校、明治小学校、橘中学校、甘木中学校）

【個別指摘事項】

一般会計

（市民協働部）

- 1 体育施設管理費（スポーツ推進室）

体育施設指定管理及び延命プール指定管理業務において、以下のよう
な事例が見受けられた。

〈体育施設〉

- ・ 月例報告書において、非常用予備発電設備点検の結果、消防用非常用発電機の不具合が点検業者から報告されているが、修繕等の対応についての報告がなく、所管課から対応についての確認もなされていない。

〈延命プール〉

- ・ 基本協定第7条に「各年度の開場日前に、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。」とされているが、研修が行われていない。
- ・ 仕様書4(2)で人員配置の基準が示されているが、事業計画書に添付されている「職員名簿」は白紙で、開場日前までに必要な人員（プール衛生管理者、防火管理者等）の確保ができていたかの確認ができなかった。
- ・ 仕様書4(5)で「延命プール施設管理基準」が示され、水質検査結果、施設点検結果は全て記録し、大牟田市に報告することとされているが、報告されていない。
- ・ 仕様書15に定められている、協定締結後に提出すべき「安全管理マニュアル」が提出されていない。

〈共通〉

- ・ 仕様書には「自己評価の実施」が定められており、「利用者満足度等について、アンケート等で意見を把握し、その結果と対応策及び施設運営に関して自己評価を行い、月例報告書とあわせて報告すること」とされているが、4月から12月までのアンケート回収は体育施設0件、延命プール6件で、アンケート回収ができた月でも自己評価は実施されていなかった。

両施設ともに基本協定書、仕様書等に沿った適正な管理が実施されておらず、また、所管課は月例報告でその事実が確認できたにもかかわらず、適切な助言・指導を怠っていた。

所管課においては、基本協定書等に定めた管理業務が適正かつ確実に

実施されているかについて、報告書や現地確認等により定期的に確認するとともに、適切な助言・指導を確実に行われたい。

（教育委員会）

1 災害共済給付負担金 （学務課）

保護者負担金において、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則では、要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者については、共済掛金（保護者負担金）を徴収しないことができると規定している。

しかしながら、特別支援学校の小・中学生は、教育委員会が認める者としての根拠等もなく、すべての保護者負担金が免除されている。

現在、このように根拠のない免除を行っている状況にあることから、法令等に基づく適切な徴収事務となるよう是正されたい。